

2023年3月28日制定

三井住友建設株式会社
「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、更にもっと子育てに関われるよう支援するため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間

2023年4月1日～2025年3月31日（2年間）

2. 内容

【目標1】

計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員：計画期間中に100%取得すること。

〈取組内容〉

2023年4月～ 育児休業取得者に対する相談の受付。

2023年4月～ 育児休業取得者の上位職を交えた取得計画の作成。

2023年4月～ 「両立支援ハンドブック」の電子版の作成・掲示及び社内ポータルサイトの「両立支援のひろば」のページの内容充実を図り、制度内容の周知・制度利用を推進する。

【目標2】

社員（管理監督者除く）の1年間における月平均の時間外労働時間数を60時間未満とする。

〈取組内容〉

2023年4月～ ダッシュボード（出勤簿システム）の活用の教育

2023年4月～ 時短ガイドラインに基づく施策を検討・展開する。

2023年7月～ 時間外労働時間の月平均が60時間以上となっている社員について個別対応を実施する。

【目標3】

全社員の年次有給休暇の平均取得率を50%以上とする。

〈取組内容〉

2023年4月～ 労働組合と協定の上、年次有給休暇の計画的付与（5日）を実施・各部署において年次有給休暇の取得計画を作成する。

2023年4月～ 年次有給休暇の計画的付与と別に、「取得推進日」並びに「取得推進日（作業所）」を設定。さらなる取得を推進する。

2023年9月～ 計画付与の取得状況をモニタリング。計画未達分について、取得計画を修正し、確実な取得を図る。

以上